

神奈川県県税の収納事務の委託に関する規則（平成16年神奈川県規則第54号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u>の規定に基づく県税の収納に関する<u>事務の委託</u>に関し、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項</u>の規定に基づく<u>県税の収納の事務を委託</u>することができる者の<u>基準</u>その他<u>県税の収納の事務の委託</u>に関し、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委託の基準)</p> <p>第2条 <u>地方自治法施行令（以下「政令」という。）第158条の2第1項</u>に規定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>経営状況及び財務状況が良好であること。</u></p> <p>(2) <u>普通地方公共団体の公金又は電気料、上下水道料、ガス使用料、電話料及びテレビ聴視料その他これらに類する経費の取扱いについて実績を有していること。</u></p> <p>(3) <u>県の公金収納事務に支障を及ぼすことのない組織体制及び技術を有していること。</u></p>
<p>(委託の内容)</p> <p>第2条 <u>地方自治法（以下「法」という。）第243条の2第1項</u>の規定により<u>県税の収納に関する事務を委託</u>する税目、取扱範囲等については、別に知事が定める。</p> <p>(収納に関する事務の方法)</p>	<p>(委託の内容)</p> <p>第3条 前条に規定する基準を満たす者に<u>委託する税目、取扱範囲等</u>については、別に知事が定める。</p> <p>(収納の事務の方法)</p>
<p>第3条 <u>法第243条の2第1項</u>の規定により<u>県税の収納に関する事務の委託</u>を受けた者（以下「<u>指定公金事務取扱者</u>」という。）は、納付書又は納入書に基づいて<u>県税を収納</u>しなければならない。</p> <p>(収納金の払込み)</p>	<p>第4条 <u>政令第158条の2第1項</u>の規定により<u>県税の収納の事務</u>の委託を受けた者（以下「<u>受託者</u>」という。）は、納付書又は納入書に基づいて<u>県税を収納</u>しなければならない。</p> <p>(収納金の払込み)</p>
<p>第4条 <u>指定公金事務取扱者</u>は、前条の規定により<u>県税を収納</u>したときは、その<u>収納した県税</u>を、知事が別に定めるところにより、<u>払込書（別記様式）（払込書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）</u>を添えて、<u>神奈川県指定金融機関又は神奈川県指定代理金融機関</u>に<u>払い込まなければならない</u>。</p> <p>(収納に関する事務の委託の検査)</p>	<p>第5条 <u>受託者</u>は、前条の規定により<u>県税を収納</u>したときは、その<u>収納した県税</u>を、知事が別に定めるところにより、<u>払込書（別記様式）</u>を添えて、<u>神奈川県指定金融機関又は神奈川県指定代理金融機関</u>に<u>払い込まなければならない</u>。</p> <p>(収納の事務の委託の検査)</p>
<p>第5条 <u>会計管理者</u>は、<u>県税の収納に関する事務</u>を<u>法第243条の2第1項</u>の規定により委託した場合においては、<u>定期及び臨時に</u>、当該委託に係る<u>県税の収納に関する事務</u>の状況について、自ら検査し、又は所属の職員をして検査させなければならない。</p> <p>(検査期日の通知)</p>	<p>第6条 <u>会計管理者</u>は、<u>県税の収納の事務</u>を<u>政令第158条の2第1項</u>の規定により委託した場合においては、<u>定期及び臨時に</u>、当該委託に係る<u>県税の収納の事務</u>の状況について、自ら検査し、又は所属の職員をして検査させなければならない。</p> <p>(検査期日の通知)</p>
<p>第6条 前条の規定により検査するときは、あらかじめその検査期日を<u>指定公金事務取扱者</u>に対し</p>	<p>第7条 前条の規定により検査するときは、あらかじめその検査期日を<u>受託者</u>に対し</p>

新	旧
<p>て通知するものとする。 (検査後の処理)</p> <p>第7条 会計管理者は、第5条に規定する検査を行ったときは、当該検査の結果を<u>指定公金事務取扱者</u>に通知するものとする。 (電磁的記録の作成等)</p> <p>第8条 <u>指定公金事務取扱者</u>は、収納した現金の出納について、電磁的記録_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を作成しなければならない。ただし、電磁的記録によることが困難である場合は、現金の出納に関する帳簿によることができる。</p>	<p>て通知するものとする。 (検査後の処理)</p> <p>第8条 会計管理者は、第6条に規定する検査を行ったときは、当該検査の結果を<u>受託者</u>_____に通知するものとする。 (電磁的記録の作成等)</p> <p>第9条 <u>受託者</u>_____は、収納した現金の出納について、電磁的記録<u>(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)</u>を作成しなければならない。ただし、電磁的記録によることが困難である場合は、現金の出納に関する帳簿によることができる。</p>

〔神奈川県一五七七〕

三八五九の三(～三八五九の二〇)

別記様式 (第5条関係) (用紙 縦15.2センチメートル 横28.2センチメートル)

電
算
機

県 税

領収済通知書・計算書

払込人名	地方自治法 第243条の2
------	---------------

区分	税 入 年 度	税 務 所 コ ー ド	取 納 区 分
			地方自治法施行令第158条の2に 基づく取納分

払込金額	百 十 千 百 十 千 百 十 円
払込みに係る 取納件数	件
払込日	年 月 日

上記の金額を納付しましたので、通知します。

神奈川県

事務所出納員殿

取納代行 業者コード	領収日付印
---------------	-------

県 税

払込書(原簿)

払込人名	
------	--

区分	税 入 年 度	税 務 所 コ ー ド	取 納 区 分
			地方自治法施行令第158条の2に 基づく取納分

払込金額	百 十 千 百 十 千 百 十 円
払込みに係る 取納件数	件
払込日	年 月 日

所管事務所

神奈川県

事務所

取納代行 業者コード	領収日付印
---------------	-------

県 税

領収証、書

払込人名	
------	--

区分	税 入 年 度	税 務 所 コ ー ド	取 納 区 分
			地方自治法施行令第158条の2に 基づく取納分

払込金額	百 十 千 百 十 千 百 十 円
払込みに係る 取納件数	件
払込日	年 月 日

上記の金額を徴収しました。

神奈川県

事務所

取納代行 業者コード	領収日付印
払込場所	神奈川県指定金融機関及び神奈川県指定 代理金融機関

〈新旧〉

第3編 財務 (神奈川県県税の収納事務の委託に関する規則)